

はじめに

東京都労働相談情報センターでは、職場で起こる様々な問題について相談に応じています。

相談の中には、使用者の方にもう少し労働法の知識があれば、トラブルにならずに済んだのではと思われる事例も少なくありません。

労使関係でトラブルになると、労働者だけではなく使用者も大きなダメージを受けます。そこで、労働法に詳しい法政大学講師の山本圭子先生に使用者の方々に知っていただきたい労働法の基本について解説していただきました。

近年の主な法令等の改正の項目と施行期日をまとめると、下表のようになります。労働問題も多様化し、大きな制度変更もある中で、以前にも増して労働法の知識を身につけていただきたいと思います。

本冊子が広く活用され、未然にトラブルを防止する一助となれば幸いです。

令和7年3月

東京都労働相談情報センター

法改正による主な改正項目と施行日

	主な改正項目	施行日等	
職業安定法施行規則・指針	職業安定法施行規則改正	・職業紹介手数料に関する情報提供事項の追加	
	指針改正	・職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示 ・募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止	
令和7年4月1日			
高齢者雇用安定法	65歳までの継続雇用措置の経過措置の終了	労使協定に基づく継続雇用措置の除外の終了	
令和7年3月31日			
障害者雇用促進法	障害者雇用率の段階的引き上げ	常用雇用労働者数40人の事業主は雇用率2.5%（令和6年4月～令和8年6月）	
令和8年7月より常用雇用労働者数37.5人の事業主は2.7%			
育児介護休業法の改正	子の看護等休暇を小学校3年生修了までに延長 ・子の看護休暇・介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止。 ・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ・育児のためのテレワーク導入の努力義務化・短時間勤務の代替措置にテレワークを追加 ・従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられる ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等	・柔軟な働き方を実現するための措置義務 ・妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務付けられる	
		育児介護休業法の改正	育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け
		令和7年10月1日	
		令和7年4月1日	
		令和7年4月1日	
次世代育成対策推進法の改正	育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け	100人超えの企業	
令和7年4月1日			
雇用保険法	共働き・子育ての推進 ・出生後休業支援給付の創設 ・育児短時間就業給付の創設 ・育児短時間就業給付の創設 ・育児短時間就業給付の創設	・出生後休業支援給付の創設 ・育児短時間就業給付の創設	
		高齢者雇用継続給付	高齢者雇用継続給付率の引き下げ等
		教育訓練やリ・スキリング支援の充実	自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限なしで基本手当を受給できる。
		雇用保険の適用拡大	被保険者要件のうち所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更
令和7年4月1日			
令和7年4月1日			
令和7年10月1日			
令和10年10月1日			
社会保険（健康保険法・厚生年金保険法・国民年金保険法）	短時間労働者の社会保険の適用拡大（特定適用事業所の要件が被保険者5人以上に変更）	令和6年10月1日	
	国民年金第1号被保険者（自営業者・フリーランス等）の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設	令和8年10月1日	
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）	フリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、①書面等による取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払、③禁止行為（受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し）、④募集情報の的確表示、⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮、⑥ハラスメント対策に係る体制整備、⑦中途解除等の事前予告・理由明示等を義務付けた。	令和6年11月1日	
	労働者災害補償保険法関係	特別加入制度の対象拡大 フリーランス全般の加入拡大	
令和6年11月1日			
東京都「カスタマー・ハラスメント防止条例」	公正かつ持続可能な社会の実現に寄与するため、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、東京都、顧客等、就業者及び事業者の責務を明らかにするとともに、カスタマー・ハラスメントの防止に関する施策の基本的な事項を定める条例を制定。 カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）を策定。	令和7年4月1日施行	